

北海道大学とイルクーツク国立大学との
学術交流に関する協定書

北海道大学とイルクーツク国立大学は、両大学の教育・研究上の協力と学術交流の促進を図るために、ここに学術交流に関する協定を締結する。

1. 両大学は、次の教育・研究の諸活動を相互対等の基盤に立って促進する。
 - (1) 教員及び研究者の交流
 - (2) 学生の交流
 - (3) 学術資料、刊行物及び情報等の交換
 - (4) 共同研究・シンポジウムの実施
2. 前項の諸活動を具体的に行うに当たっては、両大学又はその関係部局の協議により覚書を交わし実施計画を定めるものとし、相互に財政上の義務を負わない。
3. この協定書は、調印の日から効力を生じるものとし、有効期間は5年間とする。ただし、協定書の有効期間満了の3ヵ月前までに、どちらの大学からも特段の申し出がない場合には、この協定はその後5年毎に自動更新されるものとする。
4. この協定書は、日本語及び英語、ロシア語で各2部作成され、各文書は等しく正文である。

2010年3月30日

2010年3月30日



北海道大学総長
佐伯 浩



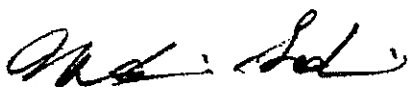
イルクーツク国立大学学長
Smirnov A.I.

北海道大学とイルクーツク国立大学との間における
学生交流に関する覚書

北海道大学とイルクーツク国立大学との間における学生交流は、2010年 3 月 30 日に締結された学術交流協定に基づき、次のとおり実施する。

1. 派遣する学生の選考は、その都度先ず派遣大学が行い、その最終選考は受入れ大学が行い、入学許可する。申請は、原則として、各大学の定める出願期限までになされなければならない。
2. 毎年、2名以内の学生を相手側の大学に派遣できるものとし、その学生数は、毎年両大学の事前の協議によって決定されるものとする。
3. 学生の在学期間は、原則として、1年以内とする。
4. 受入れ大学は、当該学生から検定料、入学料及び授業料を徴収しないものとする。
5. 渡航費、滞在費等は、派遣学生又はその後援者の負担とするが、他機関への奨学金申請を妨げるものではない。
6. 各学生の専攻分野は、受入れ大学が的確な指導教員を配置でき、かつ、適切な授業科目を提供できる分野とする。
7. 学生は、参加するコース等に応じ、受入れ大学が要求する語学力を有することが求められる。
8. 学生は、引き続き派遣大学での学位取得資格を有し、受入れ大学での学位取得資格を有しない。
9. 両大学は、当該学生の履修を証明する文書及び学業成績に関する適切な評価を提供することに合意する。また、派遣大学は、当該学生に対してその評価に基づき単位を与えることができる。
10. 受入れ大学は、当該学生が大学内又はその近郊に適当な住居を確保できるように努めるものとする。
11. 学生交流に参加する学生は、受入れ大学が求める健康保険に加入しなければならない。いかなる健康保険の費用及びこれらの保険の対象とならない医療費については、学生が自己の責任において負担する。
12. 学生が受入れ大学に滞在中に非常の事態が発生した場合、双方の大学は相互に協力して当該学生の安全の確保に努めるものとする。
13. 両大学は、覚書が失効した場合でも、この覚書に基づき受け入れた交換留学生在籍している間は、上記に定める支援を提供する。

2010年3月30日



北海道大学総長
佐 伯 浩

2010年3月30日



イルクーツク国立大学学長
Smirnov A.I.